



第180号
2014年
10月20日

発行所 岡山大学職員組合
〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1
電 話 086-252-1111 (代)
7168 (内線)
直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyou.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp

目次：1~3, 要求書提出しました 3~4, 全大教教研集会報告 5, 年俸制について、全国の大学の状況
6, ローカル線で行く！フーテン旅行記 7, お知らせ 8, 単組だより（教育学部、法文経学部） お知らせ

60分・クォーター制導入に対する要求書を10月17日に提出しました！

60分・クォーター制導入に対する職員組合の要求と質問

前回、60分・クォーター制についての職員組合からの質問書に対し大学側は、「計画はまだ回答できる段階にないので文書での回答は控えさせてもらおう」（7月18日付け）と返答されました。

しかし他方、大学執行部は、「教育研究評議会で決定したから改革を進める」と言っていると聞いています。それに対し、組合は、改革を進めることに対し下記の要求と質問を行います。

大学執行部が、職員組合の要求を真摯に検討されることを要望します。

1. 大学は法律を守り教授会の審議権を保障せよ

今回、教員学生に多大の影響をもたらす制度改革が導入されようとしているにもかかわらず、大学執行部は教授会で、その是非についての議論を避けてきました。しかし、学校教育法93条が、「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」と定めているように、重要事項を審議するのは、教授会の権限です。これを無視する運営は、違法行為としか言いようがありません。

確かに、審議した結果の拘束力については必ずしも明文はなく、大学の慣行によって運営されている部分も多いことは確かですが、審議させないのはおかしい。学校教育法93条がある以上、この問題について教授会に審議権があります。改革の是非について教授会の意見を聞くべきです。

なお、教授会の審議権について、今回の法改正において、次のように定められました。この法律は、来年の4月から施行されます。

学校教育法第93条 大学に、教授会を置く。

② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二 学位の授与
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

つまり経営事項は、教授会の審議権からは外されましたが、学生の入学・卒業、学位に関すること、および教育研究に関する重要な事項は、教授会に審議させなければならないとされています。この93条2項3号については国会で条件が付され、文部科学省が施行通知でそれを知らせることとなっています。その施行通知によれば、

第93条第2項第3号の「教育研究に関する重要な事項」には、教育課程の編成、教員の教育研究業績の審査等が含まれており、その他学長が教授会の意見を聴くことが必要である事項を定める際には、教授会の意見を聴いて定めること。その際、教授会の意見を参酌するよう努めること。

なお、参酌とは、様々な事情、条件等を考慮に入れて参照し、判断することであること。

とされています。60分クォーター制の導入のような問題は、教育課程の編成にかかわる事項ゆえに、学長は、教授会の意見を聴かなければならないということです。つまり現行法にせよ、来年度から施行される改正法にせよ、教授会の意見を聞かずに改革を進めるならば、それは法律に反することになります。大学執行部は、改革の是非について教授会の意見を聞くべきです。

2. 意味のない改革、改革のための改革は許されない

改革は、改革の目的が重要であること、目的と改革の中身に実質的な関連性があること、弊害が大きくなりすぎないことが必要です。

改革の目的を明らかにしてください。なお、スーパーグローバルの獲得がその目的だとも伺っています。本当にそうなのでしょうか。スーパーグローバルに選定された以上、それは動かし難いものなのでしょうか。本当に、文部科学省はそう言っているのでしょうか。

3. 学問的ディシプリンを同じくする教授会の独立性を尊重すべきである

ある学問について有効な教授法が、他の学問にとって有効とは限りません。学問的ディシプリンを同じくする教授会の判断を尊重すべきです。現に、今年度、全学は90分授業制を取っているにもかかわらず、医学部は60分制を導入しています。同じように、全学が仮に、60分・クォーター制に移行することを決定したとしても、各学部の事情により、独自の判断をすることは認められなければなりません。

さしあたって、クォーター制はその制度枠を設定するもので、それを実質化するかどうかは各学部の判断に任せることを要請します。

4. 教員の研究条件、教職員の労働条件の悪化をもたらす改革は許されない

しかし60分制については、そういうわけには行きません。大学法人化以来教員の授業負担数が増やされ、現在、最大通年10コマがノルマということにされています。これを時間に直すと、90分×15×10コマで、年間225時間の授業時間がノルマということになります。仮に、60分クォーター制を導入するにしても、これを超えることは、研究・労働条件の過重・悪化を意味し、職員組合としてはこれを許すことはできません。つまり225時間÷(120分×15回)=7.5コマ以上の授業負担に反対します。これで果たして学生の授業要求に応えうるのか、各学部での検討が必要であり、その意見を聞くことを求めます。

さらに、現行の週休2日制は、1987年労基法改正により週40時間制になったさいに、労働省が「これを契機に週休2日制を定着させたい」としたことに国立大学が応えて以来定着したものです。現在公務員準拠により、岡山大学就業規則41条は、1日7時間45分、週38時間45分、就業規則42条の2は、週休2日を定めています。この遵守を求めます。

さらに専業の非常勤講師は、劣悪な労働環境のなかで授業をこなしています。岡大生の授業を受ける権利の質の低下にもつながる、これ以上の労働条件の悪化には反対します。

5. 学生の学習条件、生活条件の悪化をもたらす改革は許されない

仮に、教職員の勤務シフト等によって、上記条件が満たされたとしても、90分×15回=2単位が、120分×15回=2単位になるということは、学生にとって、授業に出席すべき時間が4/3倍に増加することを意味します。しかも、単位は、その倍の自宅学習を求めています。学生の授業出席時間、勉強時間含めて、週38時間45分を基本に考えるべきではないでしょうか。

またこの改革は、学生の課外活動、アルバイト、土日の生活に多大な影響を与えます。大学生を送り出す親も、アルバイト等を前提に家計を設計している親が多いと思われます。全国的にみると、ただでさえ授業料を払えなくて退学する学生が急増しているなかで、執行部がこの問題をどのように認識しているのか問われます。執行部の考える理想論は理解できなくはありませんが、現実的かどうかの判断を求めます。

大学での学びは卒業要件単位に限定されるものではないし、学生も卒業だけを目的としているわけではありません。今回の改革は、こうした卒業要件を越えた学びを視野に入れることなく進められようとしています。とりわけ問題なのは、学校教員や学芸員など、各種の免許や資格などの取得に大きな障害と

なることです。ただでされ、今回の改革で、4年後に留年者が急増することが予測されますが、さらに、学生が卒業単位を取得することに精一杯になる結果、教員免許等の取得が困難となることが予測されます。それが、学生の希望の就職を阻害し、またその結果、岡山大学への受験生が急減すること予測されますが、この問題をどのようにお考えかお聞かせください。

さらに法学部、経済学部は、夜間主を持っています。同じような改革を行うと、帰宅時間は夜10時半、しかも4年間で卒業できません。どのようにお考えでしょうか？

以上の要求と質問に、真摯に回答されることを求めます。

全大教教研集会報告



2014年9月12～14日、例年より一週間早い日程で全大教教研集会が電気通信大学(東京)で開催されました。全大教では、現在、教研集会がより充実したものとなるよう内容の見直しを行っている所です。昨年は初めて組合員なら誰でも新しい分科会を企画できるC分科会というのができました。今年は、当日のスケジュールが厳しすぎて余裕がなさすぎるという意見を汲んで、昨年までであった学習講座をなくし、分科会間の休憩時間を長く取るという工夫をしています。その結果、今年の教研集会では、記念講演、テーマ別のA分科会、職種別のB分科会、そして組合員からの提案によるC分科会の4本立てでした。私はそのうち、記念講演、A5分科会「男女共同参画」、B2分科会「教員の待遇・労働条件と教育研究環境」に参加しました。

記念講演は、元日本学術会議会長・元東大副学長・専修大学教授の廣渡清吾氏の「市民社会と学術・大学」でした。大学とはどういう存在であるべきか、「大学の責任」とは何か、など大学の構成員として必ず考えるべきことでありながら(少なくとも理系の私は)実際には口に出して議論することのほとんどない話題でとても面白く聞きました。もっとも文系の方々の中には言葉の定義やそ

もその大学とはという考え方で違う意見を持っておられる方もいらっしゃったようで、その質疑もまた新鮮でした。

A5「男女共同参画」分科会では、レポートは全部で3本でしたが、活発な意見交換が行われました。女性の数が大学でももっと増え、活躍して欲しい／活躍したいという思いを持ちつつも、今の安倍政権の「女性活用」政策に違和感を覚える人が大半で、いったいわれわれは組合としてどうすべきなのかが問題だということが共有されたと思います。



B2「教員の待遇・労働条件と教育研究環境」分科会は、今、もっとも「旬」な分科会で、レポートも7本プラス全大教からの報告と盛りだくさんでした。レポートのタイトルだけ並べますと、1. 高知大学における教員研究費問題：科研費申請連動型配分について」2. 「首都大学東京の教員人事制度-全員任期制をめぐって」3. 「有期雇用教員への聞き取り調査報告」4. 「組織再編一法改正と新学部設置等(愛媛大学)」5. 「岡山大学におけるクォーター制と60分授業」6. 「大学教育職員への年俸制導入問題へのとりくみ(山口大学)」7. 「山梨大学

の年俸制について」でした。前半(レポート1~5)は任期制、改組などのさまざまな制度変更に関する問題の報告でした。岡山大学のクォーター制と60分授業も「驚き」をもって受け止められました。後半は年俸制の現状でした。これについては別途年俸制の全国状況の記事で報告します。

今回の教研集会は参加者が初めて200人を切りましたが、参加された方々は活発で問題意識も高く、元気のでる集会でした。来年の教研集会には岡山大学からもたくさんの方が参加されれば、と思います。(笹倉万里子)



教研集会報告

中富は、【A1分科会】「高等教育の現状と課題を考える」に参加しました。その中で、京都大学総長選についての報告を紹介します。

2013年11月20日の総長選考会議において密かに総長選挙制度の廃止が提案され、以後、会議は12月25日第1回から、8回開かれました。それをいち早く察知した京大職組は、12月24日学内緊急集会を開催。「総長選挙廃止反対」ネット署名に取り組み、3日間で1065名の署名を集め、以後約5ヵ月間、総長選廃止と闘ったとのこと。選考会議内の議論は総長選挙廃止を求める学外委員案と民主的な総長選挙制度の存続を求める学内委員案が拮抗状態を続けましたが、4月16日、第8回総長選考会議において総長選挙制度存続が決まりました。京大職組の戦いが功を奏したと思われ。その後、職組は、総長選に対して、大学自治守り、部局の意見を良く聞き反映し、全部局公平・平等の民主的な京大運営をし、自主的・民主的立場に立つことを基準に、候補者から推薦者を選定し、その運動の結果、現学長が選ばれたとの報告がありました。(詳しくは京大職組HPをご覧ください。)

その他、分科会ではレポートのタイトルだけ並べると、1. 全大教高等教育政策提言のとりまとめに関する報告、2. 私立大学における大学ガバナンス改革について、3. 大学執行部による一方的なカリキュラム改訂の動きとの戦いー学長権限の強化と教授会の権限ー、4. 学問の自由・大



学自治および労働条件から見たA大学改組案、5. 山口大学における「学長による学部長指名制」その後、6. 学長のガバナンスに関する福岡教育大の現状について、など多数の報告があり、貴重な経験交流ができました。(中富公一)



年俸制について全国の大学の状況

笹倉万里子

文科省が2013年の国立大学改革プランで教員への年俸制導入方針を表明して以来、各大学で年俸制導入の動きが始まっています。文科省は各大学に対し実質的に年俸制を「ノルマ」化しており、各大学は否応なく年俸制を導入せざるを得なくなっています。文科省の資料によると平成26年度中の導入を計画している法人は46法人、平成27年度4月以降の導入を計画しているのは7法人ということです(国大協経営委員会資料(平成26年7月9日)「年俸制導入に関する各法人の取り組み状況」(文科省作成))。

2014年9月に行われた全大教教研集会の分科会で年俸制の話がありました。時間が足りず十分な意見交換ができたとは言えないのですが、そこで明らかになったことをご紹介します。

- ・文科省はいわゆる承継職員の教員のうち10%、15%、もしくは20%(大学によってこの数値は異なる)を年俸制に移行するよう「指導」している。
- ・文科省は年度毎に何人の教員を年俸制に移行させるかを各大学に提出させているあるいはこれから提出させようとしている。その人数は各大学に対するノルマとなり、それが達成できないという事態は想定されていない。
- ・文科省は各大学から提出された年俸制の制度設計に対し、「もっとメリハリのある制度設計を」と業績給の変動範囲を大きくするよう注文をつけている。鳥取大学(業績給への反映80%~30%)や山口大学(業績給への反映100%~50%)の制度はその結果である。

各大学の状況も非常に混乱しています。山口大学や佐賀大学など2014年10月1日に年俸制を導入すると決定した大学にあっても9月14日の時点で制度の詳細は不明な部分が多々あります。特に業績評価の詳細が明らかになっている大学はほとんどありません。

一方、多くの組合ではすでに「年俸制に移行するには本人の同意を必要とする」ということを大学側と確認しています。いくつかの大学では組合に対する説明会や懇談会を開いたり、団体交渉を

始めているところもあります。

教研集会では、山口大学と山梨大学から具体的に大学から提示された制度の報告がありましたので、その概要を紹介します。



★山口大学の場合

現在の俸給と期末手当分を基本年俸と考える。それに年俸制導入促進費分を加える。従来の勤勉手当分を業績を反映させる業績年俸基礎額(おおよそ全給与の1割弱程度の金額になる)とする。

業績年俸は業績により前年度の基礎額に対して+100%~50%。

業績反映後の額を次年度の業績年俸基礎額とする。外部資金を1000万円以上獲得したものに最大50万円の加算あり。

★山梨大学の場合

基本年俸は現在の規定上の等級号俸により決定する。

業績手当は業績に応じて+10%~10%の範囲で増減する。

適用者の現在の労働条件(給与を含む)について、原則として不利益を生じないようにする。

業績評価には学長・担当理事による活動目標チェック(事前)と評価を行う。



年俸制に関しては今現在他大学で提案されているどの制度をみても評価は相対評価であり、業績評価でプラスになる人がいる一方、マイナスになる人も出るようになっているので注意が必要です。また、本人同意を原則としながら実際には年俸制へ移行する人数に関して文科省からノルマを課されていますので、形式的には本人同意であったとしても実質的には強制であるような場合が今後出てくる可能性があります。ある大学では副学長経験者や学部長経験者が年俸制へ移行する例があるようです。

現時点では各大学とも制度設計があきらかになっていないところがほとんどですが、今年度中にほとんどの大学で年俸制導入は加速度的に進むと思われます。

ローカル線で行く！フーテン旅行記 第20回 紅葉に染まる山寺! 仙山線

工学部単組 大西孝

春と夏の行楽シーズンを前にお伝えしてきた東北シリーズの最期、秋にふさわしい観光地としてご紹介するのは山形県の立石寺(りっしやくじ)です。山寺こと立石寺は、かの松尾芭蕉が「閑さや 巖にしみ入る 蟬の声」という有名な句を詠んだことでも知られる古刹で、山肌に張り付くように歴史ある建物が点在しています。芭蕉の句のように夏に行ってもいいかもしれませんが、奥の院まで延々と約1,000段の石段を上らなければなりませんので、少し涼しくなった秋の訪問がお勧めです。また、秋は山全体が紅葉に包まれ、息を飲むような美しい光景が見られます。

立石寺へは、仙台と山形を結ぶ仙山線が便利です。仙台駅からですと約1時間程度で立石寺最寄りの山寺駅に到着します。仙山線の沿線も紅葉シーズンには赤や黄色の鮮やかな木々が多くみられ、退屈することはないでしょう。

山寺駅に到着すると、登山口までは徒歩で10分程度です。ただしその先は時間がかかり、奥の院までは往復で1時間程度を見込んでおく为好いでしょう。修行者の参道と呼ばれるそれほど広くない石段をひたすら上り、巨大な一枚岩などを眺めながら仁王門をくぐると行程の約3分の2は終わりです。さらにもう一息、我慢して山を登ると。奥の院と大仏殿へたどり着きます。ここで後ろを振り返ると、相当に高いところまで上ってきたことに驚きます。

奥の院でお参りした後は、五大堂に行ってみましょう。五大同は山肌に張り出すように作られた展望台のようなもので、眼下に山寺駅を中心とした街並みが一望でき、まるで街のミニチュア模型を上空から眺めているようです。また、街の向こうに広がる山々もきれいに色づいており、観光客が感嘆の声を上げていました。

山寺にお参りしてお腹がすいたら、仙山線に乗って山形市内まで足を延ばしてみるのも一興です。山形市内には「冷やしラーメン」なる名物があります。この冷やしラーメンとは、普通のラーメンを冷やしたもの(冷やし中華に非ず!)で、店によってはスープに氷が浮いていたりします。もちろん冷たくても美味しくいただけるような工夫がしてあり、私がお邪魔した店では、牛ベースのダシに、これもまた牛肉のチャーシューが載っていました。冷たいので、ダシそのものの味もよく分かりますし、あっさりしているので濃厚なラーメンとはまた違った魅力があり、病み付きになる人も

いるかもしれません。

東北はまだ復興の道半ばといったところですが、観光で訪れることも地域の振興につながるはずですが。今回の東北シリーズの連載がきっかけで、東北へ足を運ばれる方がいらっしやれば嬉しいです。



電車から眺めた山寺。紅葉の山腹に並ぶ建物が小さく見えます。写真中央の崖の上に小さく見える建物が五大堂。



色付いた木々に囲まれた仁王門。ここまで来ると、奥の院までもう一息です。



紅葉をバックに鉄橋を渡る仙山線の電車。車窓は赤や黄色に彩られます。

山形名物「冷やしラーメン」。写真はワントン入りの「冷やしワントンメン」。氷が浮いており他では味わえない食感です。





あなたも組合の仲間になりませんか？

あなたの声を大学運営に、労働条件改善に反映させませんか？
私たちは、あなたの参加を期待しています。

主な活動：団体交渉、学長懇談会、
研究科長・学部長・病院長との交渉、
講演会、学習会の開催、レクリエーション活動、
文化活動への参加費補助、コーラスサークルなど



現在、キャンペーン中です！

新規加入された方に、「クリスマスパーティーに無料ご招待」と組合特製のクリアファイルと3,000円分の図書カードを差し上げます。図書カードは、1回目の組合費自動引き落とし完了後にお渡しします。

教員の方も、事務職員の方も、技術職員の方も、パートの方も本組合に入ることができます。どうぞ、お近くの組合役員もしくは、組合事務所までご連絡ください。

映画「ある精肉店のはなし」報告

9月15日に、天神山文化プラザホールで、額瀨あや監督の映画「ある精肉店のはなし」上映会+トークを開催しました。この映画を観たいと集まったメンバーが実行委員会をつくり、数か月前から準備をすすめてきました。大阪府貝塚市にある「北出精肉店」を経営する家族を撮ったこのドキュメンタリーは、監督のあたたかいまなざしと北出さんご一家の魅力にあふれ、家族、地域の歴史とつながり、差別、食、いのちなど幅広いテーマへと観客をいざなってくれる内容になっています。

今回、岡山での初上映を意識し、「いのちを食べて いのちが生きる」という映画のキーワードを手がかりに、奈義町で「ないとう牧場」を営んでいる内藤秀之さん、岡山市北区にある長泉寺住職で「同和問題」とりくむ宗教教団連絡会議」事務局長の宮本龍門さんのトークも、映画上映後に実施しました。当日は、予想を大幅に超える約500名の方々がお越しくださり、企画は成功裡に終了しました。

岡大職員組合にも広報やチケット販売のご協力をいただき、また4名の組合員の方が鑑賞してくださいました。実行委員会の一人として、ここにお礼を申し上げます。ご協力どうもありがとうございました。

(高谷)

教職員共済セミナー報告

8月7日(木)12時~13時45分、一般教育棟C23教室において、教職員共済セミナーが開催され、①「公的年金制度の一元化について」(岡本和子教職員共済生協・エリア担当アドバイザー)②「教職員共済生協の活用」(藤原麻佐美教職員共済・大学支部事業所職員)のテーマでお話を伺いました。講師の方は、いずれもファイナンシャルプランナーの有資格者であり、それぞれのテーマについて専門的見地から明解に説明をなされました。

①については、厚生年金制度と共済年金制度の一元化という大改革を受けて、私達の退職後の処遇が従前に比してどのように変化するか、それに対していかに備えるべきか有益な示唆を得ることができました。②については、民間保険会社との提供する私的年金制度と年金共済の違いについて認識を深めることができました。当日の参加者6名でしたが、熱心な質疑応答がなされ、大変中味の濃いセミナーが実現したと思います。15時から、90分程度、個人相談も行われ、1名の方の相談がありました。

共済保険の意義については、もっと認識されても良いと感じました。今回の好評を受けて、次回10月22日(水)12時~13時、公的年金と教職員共済生協の学習会を計画しています。退職間近の組合員だけでなく、より若い組合員にも参加していただきたいよう周知を図りたいと思います。

(米山)

単組だより

教育学部職組より



ビアパーティーを開催しました！

8月8日(金)に開催したイベント「ビアパーティー2014」に大勢の方、合計21名(組員19名、非組員2名)がご参加下さいました。他の講座の先生方の交流の場となり、親睦を深める良い機会になったとのお声も頂くことができました。下記

にお二人の先生の感想をお伝えしておきます。今後とも様々なイベントを企画致しますので、ぜひご参加よろしくお願いたします。



参加者のみなさまが、ビールを片手に和気藹々と本音を語り合う姿がとて印象的でした。こうした交流の場があることは、大変貴重であり、今後とも楽しく参加させて頂ければと感じました。世の中は暗い話題が続いておりますが、明るい雰囲気、向き合っていける英気を養うことができました(H先生)。

組合主催のビアパーティーに参加させていただきました。美味しいビールとお料理を堪能しながら、新しく加入された先生や、普段、ゆっくりとお話する機会のない先生方と、楽しく、そして時には熱い議論も交わしあう充実した時間を過ごさせていただきました。このような時間はとても大切です。パワーも出るし、ホッとします。執行委員の先生方には、お忙しい中、企画していただき本当にありがとうございました。これから、日本酒ツアー！スポーツ観戦！とか。とても楽しみにしています(M先生)。

教職員共済生協セミナーのお知らせ

日時：10月22日(水) 12:00~13:00

場所：一般教育棟 D35 教室

内容：「公的年金の一元化について」

「教職員共済生協の活用について」

講師：教職員共済生協ファイナンシャルプランナー

*配偶者の方もご参加になれます。

*15時から17時までは、個人相談を承ります。

*申し込みは、各役員または組合まで

Tel/Fax：086-252-4148(内線7168)

法文経組合より「ビール大会開催」

7月23日(水) 18:00~20:00、法文経組合にて、「恒例」となっているビール大会が、ピーチユニオンにて開催されました。このビール大会は、組合員の親睦と暑気払いを兼ねて毎年前期末に開催されており、今年は、私が幹事役を務めましたので、当日の様子を報告いたします。

ビール大会は18時から始まり、はじめに組合委員長の三宅新三先生の挨拶があり、その後、春名章二先生に乾杯のご発声していただきました。今年の参加者は50名と例年以上の参加者数となりました。会場には、岡山の地ビールの生ビールサーバーをはじめ、日本酒やワイン、各種ソフトドリンクや食事などが用意されており、参加者はお酒や食事を楽しみながら、親睦を深めました。また、昨年と同様に、歓談時には岡山大学音響部のご好意による演奏が会を大いに盛り上げ、参加者一同多いに楽しむことができました。

また、閉会の挨拶をされた法文経組合書記長福士純氏をはじめ、当日挨拶をされた方々が口々に語られていたように、大学が置かれている状況は年々厳しいものとなっておりますが、この組合のビール大会は、組合員相互の親睦を深める場であると同時に、今後組合が活動を展開していくために何をなすべきかなどを議論し、考える有意義な集まりであり、参加された方々がその点について少しでも関心を深めていただけたのであれば、当日の幹事としてはうれしい限りです。(張 紅)



クリスマスパーティのご案内

日時：12月11日(木) 19:00~

会場：胡白(こはく)

岡山市北区本町6-30

岡山駅より徒歩2分

TEL：086-201-0710

内容：ミニ学習会・合唱・プレゼントなど

参加費：組員及び家族は、1500円

詳細は、配布するチラシをご覧ください。

*申し込みは、各役員または組合まで

Tel/Fax：086-252-4148(内線7168)

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp